

橋本市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、次のように規約を定め、橋本市からかつらぎ町への電子情報処理組織による戸籍事務の委託を廃止するので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 28 日

橋本市長 平木 哲朗

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。